

## 子どもの育成に関わる主な取組みについて

1. 安心して産み育てられるまちづくり

(2) 放課後児童クラブ指定管理運営の状況

## 放課後児童クラブの指定管理運営の状況

放課後児童クラブは児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。

本市においては、平成29年度から指定管理者制度を導入していますが、これまでの取組と管理運営状況を報告します。

### 1. 指定管理の概要

指定管理者	特定非営利法人ワーカーズコープ
指定期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日
指定管理料	375,000千円(年額125,000千円)
指定管理の範囲	①塩竈市藤倉児童館 ②塩竈市放課後児童クラブ(市内小学校6校・12クラブ)
管理運営の基本方針	①「放課後児童クラブ運営指針」等に基づく専門性の向上 ・常勤職員を配置し、運営の安定化を図る ・職員の資質を高めるために、研修を充実させる ②生活習慣・学習習慣の定着 ・「教育」視点を取り入れた遊びや学習習慣の定着を図る ・学習活動や生涯学習活動等と連携し新たな学びの機会を提供 ③支援を要する児童の受入れ ・事業運営に大きな支障をきたす場合を除き受入れ・対応 ・放課後等デイサービスとの連携 ④地域交流促進事業 ・地域コミュニティの活性化とボランティア団体の育成支援 ・地域世代間交流や学生ボランティアの受入れ
実施状況の確認	①毎月、市と指定管理者との定例会議を開催し、次の事項を確認 ・行事や研修会の開催報告と予定 ・事故・クレーム・ヒヤリハット案件等について ・施設の修繕等について ・前月の利用状況について ・前月の職員配置実績と、当月の職員配置予定 ②年に2回、利用者を対象としたアンケート調査を実施 ③年間実績報告を市が評価し、改善すべき点について指摘する

## 2. 放課後児童クラブの管理運営状況

### (1) 開級時間

学校授業日 13:00～18:00 (延長の場合18:30まで)

土曜日 8:30～18:00

学校休業日 8:00～18:00 (延長の場合18:30まで)

### (2) 対象者

保護者が労働等により昼間家庭にいないために、適切な保護を受けることができない、市内の小学校に通学する小学1年生から6年生の児童

### (3) 利用料

基本利用料：月額3,000円 延長利用料：月額500円

その他、おやつ代・保護者会費2,000円

### (4) 利用状況

#### ①クラブ別登録児童数(4月1日時点)

(単位：人)

		一小 1クラブ 定員45	二小 2クラブ 定員60	三小 2クラブ 定員60	月見小 2クラブ 定員60	杉小 3クラブ 定員90	玉小 2クラブ 定員50	合計 12クラブ 定員365
指定管理前	H28	32	65	63	44	81	41	326
指定管理後	H29	37	67	84	68	96	54	406
	H30	37	49	74	77	92	55	384
	H31	36	50	80	83	90	56	395

#### ②学年別登録児童数(4月1日時点)

(単位：人)

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
指定管理前	H28	117	93	66	33	8	1	318
指定管理後	H29	157	114	75	41	14	1	402
	H30	113	130	79	39	16	7	384
	H31	130	104	100	44	14	3	395

#### ③年間平均利用率

(単位：%)

	学校授業日	学校休業日	土曜日
H29	70.4	51.5	14.6
H30	72.2	56.0	14.0

#### ④年度途中入級・退級数(年間合計)

(単位：人)

		一小	二小	三小	月見小	杉小	玉小	合計
入級	H29	1	7	7	11	3	2	31
	H30	3	7	10	4	6	7	37
退級	H29	7	19	18	22	19	12	97
	H30	4	17	22	23	21	19	106

(4) 職員体制

①クラブ別職員配置状況

協定書の配置基準を毎年度、達成しています

- ・クラブリーダーを各校に配置
- ・放課後児童支援員等の有資格者を1クラブに2人以上配置(クラブリーダーも兼ねる)
- ・支援を要する児童2人に対して職員1人を加配

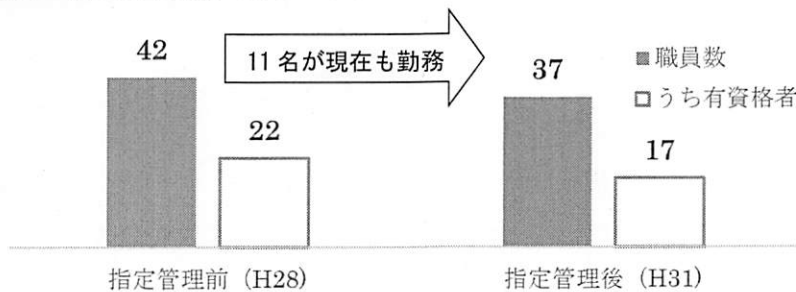
(単位：人)

学校名 (クラブ数)	一 小 (1)	二 小 (2)	三 小 (2)	月 見 小 (2)	杉 小 (3)	玉 小 (2)	合 計 (12)
指定管理前	H28 4(3)	8(4)	7(3)	7(4)	9(5)	7(3)	42(22)
指定管理後	H29 3(2)	5(1)	6(2)	6(1)	8(6)	4(1)	32(13)
	H30 4(2)	6(2)	7(4)	7(2)	9(5)	5(2)	38(17)
	H31 4(2)	5(2)	7(5)	7(2)	9(4)	5(3)	37(18)

※4月1日時点のクラブ数、職員数、( )は有資格者数

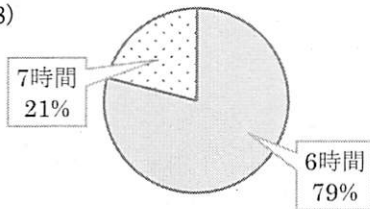
②指定管理前の職員体制との比較

【職員数と有資格者数】(単位：人)

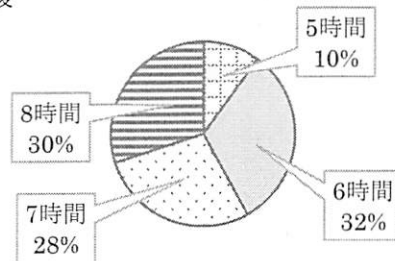


【勤務時間別の職員割合】(単位：%)

指定管理前  
(H28)

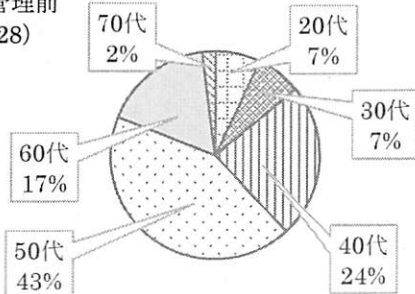


指定管理後  
(H31)

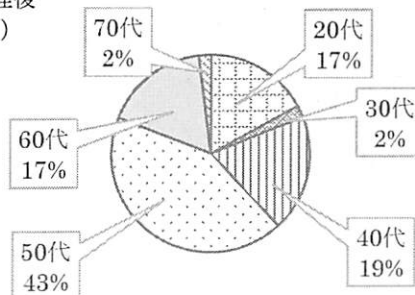


【年齢構成】(単位：%)

指定管理前  
(H28)



指定管理後  
(H31)



(5) 指定管理制度導入後の新たな取り組み

	項目	内容
1	クラブリーダーの配置	午前中から勤務し、学校との調整、児童受け入れの準備、環境整備などを行う
2	研修の充実	研修計画を策定し、月1回以上の全体研修を実施するほか、職員が放課後支援員の資格を取得するために外部の研修に積極的に参加している
3	アドバイザーの委嘱 (指定管理導入前から実施)	各小学校校長に委嘱をし、児童や家庭の情報の共有、助言をいただき、学校との連携を図る
4	エアコンの設置	各校1教室に設置(杉小は2教室)
5	開級時間の拡大	学校休業日(長期休業日、振替休業日)の開始時間を8時30分→8時に変更
6	外遊びの増加	運動場・体育館を使った活動で身体を動かし、心と身体の成長を促す
7	保護者とクラブリーダーとの個別面談	全保護者と年1回実施するほか、常時相談を受け、児童の様子や家庭の状況の情報共有を図る
8	クラブ便りの発行	月1回、連絡事項や児童の様子を知らせる
9	利用料の口座引き落としの実施	納入通知書により金融機関で納付していたが、口座引き落としに変更
10	手作りおやつへの導入	週1回、パンやおにぎり、やきそばなどの軽食を提供
11	イベントの工夫・充実	全クラブ合同イベントや、クラブごとの季節に応じた特色あるイベントの実施 ※1
12	地域の方々との交流	町内会等との交流、地域イベント等の参加※2
13	アンケート調査の実施	保護者及び児童を対象としたアンケートを年2回実施し、ニーズの把握を行う

※1 イベントの例

- ・全クラブ合同遠足(仙台うみの杜水族館・6月)
- ・全クラブ参加のなわとび大会(3月)

※2 地域の方々との交流の例

- ・観光交流課主催のまちあるきイベントに参加(4月)
- ・二小・杉小仲よしクラブと藤倉親交会との交流
- ・一小・三小仲よしクラブと錦町災害公営住宅住民との交流(ラジオ体操など)
- ・エスプダンスコンテストに参加(12月)

### 3. 課題と今後の取組について

#### (1) 課題

- 児童館と放課後児童クラブの取組について市民への情報発信が不足しているため、独自のホームページや SNS の作成が必要である
- 必要最低限の職員数であるため、安定した職員体制を維持するために、余裕のある職員数の確保が必要である
- 地域とのつながりや地域イベントへ積極的に参加しているが、子育て支援センターや児童館機能を持つエスパなどと連携した事業展開を求める
- 配慮を要する児童などの情報を学校と共有することが重要であることから、引き続き情報交換・連携を密にし、場合によっては個別ケース会議を実施していく
- 保護者から、開級時間を延ばしてほしいという要望があることから検討が必要である

#### (2) 今後の取組

平成30年度の成果を評価するために、実績報告書を今月中に指定管理者から提出してもらおうとともに、市独自の保護者アンケートを実施し、改善点を指導していきます。

また、指定管理期間が今年度で終了します。指定管理者が実施した保護者・児童のアンケート調査の結果や実績報告書、市が実施する保護者アンケートを踏まえて管理運営内容の見直しを行い、今年度中に来年度以降の指定管理者の選定を行っていきます。